

## 介護保険の給付対象となるサービス利用料金一覧

(八幡市2ユニット)

※「利用者の負担割合は、『負担割合証』に記載された割合となる」

## 1. 認知症対応型共同生活介護費

チェック	要介護度	単位(1日)	地域単価	総額(月額)	1割負担(月額)	2割負担(月額)	3割負担(月額)
<input type="checkbox"/>	要支援2	745単位	10.27円	229,534円	22,954円	45,907円	68,861円
<input type="checkbox"/>	要介護1	749単位		230,766円	23,077円	46,154円	69,230円
<input type="checkbox"/>	要介護2	784単位		241,550円	24,155円	48,310円	72,465円
<input type="checkbox"/>	要介護3	808単位		248,944円	24,895円	49,789円	74,684円
<input type="checkbox"/>	要介護4	824単位		253,874円	25,388円	50,775円	76,163円
<input type="checkbox"/>	要介護5	840単位		258,804円	25,881円	51,761円	77,642円

## 2. 加算関係

チェック	加算項目	単位(1日)	地域単価	総額(月額)	1割負担(月額)	2割負担(月額)	3割負担(月額)
<input type="checkbox"/>	初期加算	30単位	10.27円	9,243円	925円	1,849円	2,773円

※ 入居後30日間に算定できる

※ 30日を超える病院又は診療所への入院の後に再び入居した場合も初期算定が算定できる。

チェック	加算項目	単位(1日)	地域単価	総額(月額)	1割負担(月額)	2割負担(月額)	3割負担(月額)
<input type="checkbox"/>	入退院支援加算	246単位	10.27円	15,158円	1,516円	3,032円	4,548円

※(1月に6日を限度とする)

※病院又は診療所に入院が生じた場合であって、入院後三月以内に退院することが明らかに見込まれる時は、その者及び家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与すると共に退院後再び円滑に入居することが出来る体制を確保していること。

チェック	加算項目	単位(1日)	地域単価	総額(月額)	1割負担(月額)	2割負担(月額)	3割負担(月額)
<input type="checkbox"/>	医療連携体制加算(Ⅰ)	39単位	10.27円	12,015円	1,202円	2,403円	3,605円

※(Ⅰ)入居者が重度化あるいは終末期になってもグループホームでの生活が継続できるよう、看護師を職員に配

置するか、訪問看護ステーションとの契約により、医療連携体制を整えている事業所に算定できる

チェック	加算項目	単位(1日)	地域単価	総額(月額)	1割負担(月額)	2割負担(月額)	3割負担(月額)
<input type="checkbox"/>	サービス提供体制加算Ⅰ(イ)	18単位	10.27円	5,545円	555円	1,109円	1,664円
<input type="checkbox"/>	サービス提供体制加算Ⅰ(ロ)	12単位		3,697円	370円	740円	1,110円
<input type="checkbox"/>	サービス提供体制加算Ⅱ	6単位		1,848円	185円	370円	555円
<input type="checkbox"/>	サービス提供体制加算Ⅲ	6単位		1,848円	185円	370円	555円

※ 算定要件は以下の通りで、要件が揃えばいずれか一つが算定できる

Ⅰ(イ)は介護職員総数の60%以上が介護福祉士で算定できる

Ⅰ(ロ)は介護職員総数の50%以上が介護福祉士で算定できる

Ⅱは介護・看護職員の総数の75%以上が常勤職員で算定できる

Ⅲは職員総数の30%以上が勤続3年以上の者がいることで算定できる

チェック	加算項目	単位(1日)	地域単価	総額(月額)	1割負担(月額)	2割負担(月額)	3割負担(月額)
<input type="checkbox"/>	認知症専門ケア加算Ⅰ	3単位	10.27円	924円	93円	185円	278円
<input type="checkbox"/>	認知症専門ケア加算Ⅱ	4単位		1,232円	124円	247円	370円

※ 認知症介護について一定の経験を有し、認知症ケアに関する専門研修を修了した者がチームで介護サービスを提供した際に算定できる。算定にあたっては、いずれかひとつが算定できる。

チェック	加算項目	単位(1日)	地域単価	総額(月額)	1割負担(月額)	2割負担(月額)	3割負担(月額)
<input type="checkbox"/>	看取り介護加算 死亡日4日以前 ～30日以下	144単位	10.27円	1,478円～ 39,929円	148円～ 3,993円	296円～ 7,986円	444円～ 11,979円
<input type="checkbox"/>	看取り介護加算 死亡日前日 及び前々日	680単位		6,983円～ 13,967円	699円～ 1,397円	1,397円～ 2,794円	2,095円～ 4,191円
<input type="checkbox"/>	看取り介護加算 死亡日	1280単位		13,145円	1,315円	2,629円	3,944円

※ 利用者・家族の希望のもと、グループホームにおいて看取りに対応した際に算定できる

チェック	加算項目	単位(1日)	地域単価	総額(月額)	1割負担(月額)	2割負担(月額)	3割負担(月額)
<input type="checkbox"/>	退居時相談援助加算	400単位	10.27円	4,108円	411円	822円	1,233円

※ グループホームを退居する利用者が自宅や地域での生活を継続できるように相談援助を行うと共に、情報提供を行った場合に算定できる

チェック	加算項目	単位(1日)	地域単価	総額(月額)	1割負担(月額)	2割負担(月額)	3割負担(月額)
<input type="checkbox"/>	若年性認知症利用者受入加算	120単位	10.27円	36,972円	3,698円	7,395円	11,092円

※ 若年性認知症利用者を受け入れ、本人や家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した際に算定できる

チェック	加算項目	単位(1月)	地域単価	総額(月額)	1割負担(月額)	2割負担(月額)	3割負担(月額)
<input type="checkbox"/>	口腔衛生管理体制加算	30単位	10.27円	308円	31円	62円	93円

※ 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている。

チェック	加算項目	単位(1回)	地域単価	総額(月額)	1割負担(月額)	2割負担(月額)	3割負担(月額)
<input type="checkbox"/>	栄養スクリーニング加算	5単位	10.27円	51円	6円	11円	16円

※ 利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養改善について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(医師、歯科医師、管理栄養士等への相談提言を含む)を計画作成担当者に文書で共有した場合に算定できる(※6月に1回を限度)

チェック	加算項目	単位(1月)	地域単価	総額(月額)	1割負担(月額)	2割負担(月額)	3割負担(月額)
<input type="checkbox"/>	生活機能向上連携加算	200単位	10.27円	2,054円	206円	411円	617円

※ 訪問リハビリステーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病床200未満)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師が訪問計画作成担当者とアセスメントを共同して行なうこと。生活機能の向上を目的としたケアプランを作成すること。

チェック	加算項目	単位(1日)	地域単価	総額(月額)	1割負担(月額)	2割負担(月額)	3割負担(月額)
<input type="checkbox"/>	介護職員処遇改善加算Ⅰ	総単位の1000分の111	10.27円	25,478円～ 39,705円	2,548円～ 3,971円	5,096円～ 7,941円	7,644円～ 11,912円
<input type="checkbox"/>	介護職員処遇改善加算Ⅱ	総単位の1000分の81		18,592円～ 28,974円	1,860円～ 2,898円	3,719円～ 5,795円	5,578円～ 8,693円
<input type="checkbox"/>	介護職員処遇改善加算Ⅲ	総単位の1000分の45		10,329円～ 16,096円	1,033円～ 1,610円	2,066円～ 3,220円	3,099円～ 4,829円
<input type="checkbox"/>	介護職員処遇改善加算Ⅳ	Ⅲより算定した単位の100分の90		10,329円～ 16,096円	1,033円～ 1,610円	2,066円～ 3,220円	3,099円～ 4,829円
<input type="checkbox"/>	介護職員処遇改善加算Ⅴ	Ⅲより算定した単位の100分の80		8,263円～ 12,877円	827円～ 1,288円	1,653円～ 2,576円	2,479円～ 3,864円

※ 介護職員の賃金の改善等を実施している事業所で要件が整えばいずれか一つが算定できる

<input type="checkbox"/>	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	総単位の1000分の31	10.27円	7,115円～ 11,088円	712円～ 1,109円	1,423円～ 2,218円	2,135円～ 3,327円
<input type="checkbox"/>	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	総単位の1000分の23		5,279円～ 8,227円	528円～ 823円	1,056円～ 1,646円	1,584円～ 2,469円

※ 介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを取得している事業所において、おもに「勤続10年以上の介護福祉士」の処遇改善をするための原資、各介護事業所等の判断で「それ以外の職員」の処遇改善にも柔軟に充てることも可能。

身体的拘束等の適正化

身体拘束廃止未実施減算 10%/日減算

身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、身体拘束廃止未実施減算を創設する

- ・ 身体拘束を行なうときは、その態様及び時間、心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録に残すこと。
- ・ 身体拘束適正化の為の委員会を3月に1回以上開催すること。
- ・ 身体拘束適正化のための指針を整備すること